

令和8年度 事業計画書

1 基本方針

我が国の高齢化の状況は、令和6年10月現在の高齢化率が29.3%で、推計では、令和52年には38.7%となり、2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上になると見込まれています。(令和7年版高齢社会白書) 高齢者人口は増加していますが、シルバー人材センターの会員は減少しています。その理由としては、雇用延長措置の拡大及び年金支給の引き上げに伴う雇用情勢の高年齢化が考えられます。

また、シルバー人材センターを取り巻く環境は、令和5年度にインボイス制度、令和6年度にはフリーランス法の対応、そして、フリーランス法の施行にともなう包括的な「新たな契約方法」への変更と課題が続きました。

相模原市シルバー人材センター(以下「センター」という。)では、令和8年度からの契約を「新たな契約方法」に変更いたします。また、令和8年度を始期とする「事業実施3か年計画」に基づいて、会員及び就業機会の確保・拡大等に取り組み、会員や地域のニーズに応えるため事業を展開してまいります。

(1) 会員の確保・拡大

市内全域でセンターの知名度を向上し会員拡大を図るため、市広報紙、タウン紙等のメディア活用を始めとし、様々な効果的な媒体を利用したPRを行います。また、チラシ、リーフレット等のデザイン性を高め、魅力あるセンターを発信します。

女性会員の拡大としては、既存の女性会員を対象とした懇親会を開催し、会員相互の親睦・交流の機会を設け、楽しく魅力あるセンターを発信するとともに、シニア市民の女性を対象とした講演会等を開催し、女性会員の拡大に取り組みます。

既存のセンター紹介動画を、より分かりやすく、親しみやすくするため、内容を見直します。

(2) 就業機会の確保・拡大

会員拡大に努めるとともに、併せて受注拡大に取り組みます。

会員募集効果が高い、新規業務や特定業務の新聞折り込みチラシにより、就業会員の確保を図ります。また、女性会員が就業しやすい案件の獲得を推進します。

会員業務委託料(配分金)については、最低賃金の改定を踏まえて見直しを行います。

(3) 安全・適正就業の推進

安全管理委員会を中心に事故防止の施策を講じ、事故の減少に取り組むとともに、安全就業推進員を配置し、安全就業及び健康についての意識を高めるための啓発活動を行います。また、安全管理対策員による就業現場の巡回を実施します。

交通安全教室や高齢ドライバーを対象とした安全運転教室を開催します。

適正な就業形態を遵守するため、「適正就業ガイドライン」に基づき、就業形態に即した適正な就業が図られるよう取り組みます。

(4) 運営体制の充実

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス法)を背景とした会員、発注者、センター間の「新たな契約方法」(包括的契約)に変更します。

ICTを活用した会員とセンター相互の利便性向上及び費用削減に取り組むとともに、補助金等の確保及び財政基盤の安定を図ります。

理事会と地区班の連携を強化するとともに、会議の効率化を図るため、ブロック会議と地区長連絡会議を統合します。

2 事業実施計画

(1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための、就業機会の確保及び提供する事業

- ア 会員募集効果が高い、新規業務や特定業務の新聞折り込みチラシにより、就業会員の確保を図ります。
- イ センターの趣旨等を広く市民に伝えるため、地区班を通じてチラシ等を配布するなど、会員の拡大及び就業機会の確保を図ります。
- ウ 女性会員の就業機会を拡大するため、手作り品の販売等、女性の趣向にあった業務の獲得を推進します。
- エ 植木及び除草作業について、就業可能な会員を確保するため、グループ就業における新規就業会員の拡大及び養成を図り、市民の要望に応えられる体制作りに努めます。
- オ 職種別グループの打ち合わせ会議を開催し、就業会員の育成及び迅速な業務処理の対応を図ります。
- カ 相模シルバーそよ風サービス（ワンコインサービス）の対象業務内容について検討し、事業を展開します。
- キ ホームページ上の就業情報及び、各事務所における掲示の就業情報を最新の情報に更新し、常時、就業状況等が閲覧確認できるようにします。
- ク 発注者にセンターの趣旨への理解を促し、適正就業の対応として、ワークシェアリング及びローテーション就業を継続的に推進します。
- ケ 会員の知識や技術、経験等を生かした新規事業について、他市センターの事業内容等を参考に、事業展開が可能か検討します。
- コ 会員が希望する職種につけるよう、幅広い業種の拡大に努めます。

(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための、職業紹介事業又は労働者派遣事業

- ア 労働者派遣事業を推進するため、依頼のあった受注に対して迅速な対応を図ります。
- イ 発注者からの就業依頼時の内容確認、また県シ連との適正就業調査連携及び自主点検等の実施により、受注内容による請負又は準委任業務と、労働者派遣業務との分別を行い、「適正就業ガイドライン」に基づく適正な就業に努めます。
- ウ 県シ連と連絡調整を行いながら、職業紹介事業の推進に努めます。

(3) 高齢者に対し、就業等に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習

ア 会員技能習得講習会

講習会名	内 容	時 期
新入会員研修 (接客・接遇講習会)	お客様から親しまれる応対等	6月・9月・12月
草刈機械操作	草刈機械操作及び安全就業	10月
植木の手入れ	植木の剪定及び安全就業	5月（前期）・10月（後期）

- イ 会員のICT活用を促進するための支援を実施します。

(4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業等を通じて、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業

- ア 市内全域で、センターの知名度を向上し会員拡大を図るため、市広報紙、タウン紙等のメディアを始めとした、様々な効果的な媒体を利用したPRを行います。また、チラシ、リーフレット等のデザイン性を高め、魅力あるセンターを発信します。
- イ 市まちづくりセンターや公民館、ハローワーク等に入会案内を配架し、センター事業を広く紹介します。
- ウ 入会促進用DVDの内容を見直し、より分かりやすく、親しみやすい内容にして、様々な機会において活用し、多くの市民に入会促進を図ります。
- エ 会員一人ひとりが広報員となり、新規会員を紹介する取り組みを促進します。
- オ 入会希望者の利便性を高めるため、WEB上で入会申し込みができるシステムを導入します。
- カ 毎月2回実施する入会説明会において、新規入会者にセンターの基本理念「自主・自立、共働・共助」及び事業の趣旨等を説明します。
また、地区班の役割等を理解していただき、会員主体の運営を推進します。
- キ 一般高齢者を対象としたセミナーを開催し、参加者にシルバー事業の説明を行い、入会促進を図ります。
- ク 女性会員を対象とした懇親会を開催し、楽しく魅力あるセンターを発信し、女性会員の獲得に努めます。
- ケ 一般高齢者の女性を対象としたセミナー等を開催し、女性会員の拡大を図ります。
- コ ホームページやインスタグラムを定期的に更新し、分かりやすく速やかな情報発信を図り、広く市民にセンターの活動をアピールし、新規会員及び受託事業の増加に努めます。
- サ 未就業会員の状況を把握し、会員の年齢や体力等に応じた就業提供を行い、退会の抑止を図ります。また、会員業務委託料（配分金）支払日に就業相談を実施します。
- シ ゴールド会員に移行するまでの在籍年数等について検討します。
- ス 地域社会への貢献活動として、「シルバーの日」等での地区別ボランティア活動を推進し、多くの会員が参加した中で、シルバー事業の普及と会員の増強を図ります。
- セ 各種イベントに参加して、センターの日ごろの活動内容発表やリーフレット等の配布を行うとともに、相談窓口を設け、広く市民に対してセンター事業の普及啓発を行います。

(5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業

ハローワークと連携するほか、社会ニーズを的確に捉え、高齢者の就業機会の確保及び拡大に努めます。

(6) その他目的を達成するために必要な事業

- ア 事業実施3か年計画（令和8年度～令和10年度）に基づいて事業を推進します。
- イ フリーランス法の施行を背景に、現在の請負・委任契約について、会員、センター、発注者間の契約関係を見直した、包括的契約に移行します。
- ウ ポイント制度を会員に周知し、会員サービスの向上とセンター事業への参加を促進します。

- エ 役員、地区長を対象に「役員・地区長合同研修会」を開催し、組織強化を図ります。
- オ 地区長連絡会議と統合した「ブロック会議」を定期的を開催し、組織運営の円滑化と情報の共有化を図ります。
- カ ICT活用を推進し、会員の利便性向上、各種会議の効率化、経費の削減等を図ります。また、Smile to Smile（会員マイページ）サービスの利用拡大を図り、利便性の向上に努めます。
- キ 会員相互の親睦を図るため、同好会活動を促進するとともに、発表の場として、「会員演芸会」を実施します。
- ク 津久井連絡所について、業者選定や移転に関する各種調整を計画的に行い、業務に影響が出ないように移転します。
- ケ 寄附金を募るための規程等を整備し、新たな財源の確保に努めます。
- コ 安全管理委員会において、事故の原因や対策等を共有し、再発防止に向けた各種取り組みを進めます。
- サ 安全就業推進員を配置し、安全管理対策員による就業現場の巡回により、安全就業の徹底を図ります。
- シ チェックシートやペナルティ制度の運用により、事故の再発防止に取り組みます。
- ス 会員が一堂に集う機会の定時総会において「交通安全教室」を開催し、交通安全の意識を高め、交通ルールの遵守を促します。
- セ 「高齢ドライバー安全運転教室」を開催し、会員が高齢期における事故について認識することで、交通安全の意識を高め、事故防止を図ります。
- ソ 「安全ニュース」を発行し、全会員にセンターで発生している事故実例等を紹介し、事故抑止に努めるとともに、安全管理対策員、地区長等に事故発生状況を随時知らせ、地区において安全就業を周知します。
- タ 各種講習会において、事故発生状況等、安全就業について説明し、安全意識の向上に努めます。
- チ 会報や安全ニュース等を通じて、会員の健康に対する意識を高めるとともに、健康維持のため、相模原市が実施する健康診断を受診するよう促します。
- ツ 就業に向かう前や作業開始前にできる「体操」を会員に周知し、体力の維持向上と、ウォーミングアップによる就業途上及び就業中の事故防止を図ります。
- テ 国や市の施策の情報収集に努め、センターに係る補助金等の安定的な確保に取り組みます。
- ト 最低賃金や原材料費等の上昇を踏まえた、会員業務委託料（配分金）等の見直しを検討します。
- ナ 職員の事務処理・企画・立案能力を高めるため、全シ協、県シ連等が開催する研修会に積極的に参加します。

3 事業目標

(1) 会 員 数	2,920人（男性2,060人、女性860人）
(2) 受 託 件 数	23,000件
(3) 就業延人員	235,000人
(4) 契 約 額	10億8,300万円
(5) 派遣契約額	5,000万円
(6) 総合就業率	85.5%

**当該事業年度開始の日における公益目的事業の種類及び内容、
収益事業等の内容を記載した書類**

事業年度 令和8年4月1日から令和9年3月31日

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容
公1	高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進する事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業の内容
収	なし

[2] その他の事業（相互扶助等事業）

事業番号	事業の内容
他	なし